

## 荒尾市観光振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における観光振興の指針となる荒尾市観光振興計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、広く意見を聴取するため、荒尾市観光振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光産業関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了するまでとする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴く事ができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設経済部産業振興課において行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。